（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第二条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　機構は、前二項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第四条第一項に規定する業務を行う。

第十七条第一項第一号中「第十三条第一項」の下に「及び第四項」を加える。

第十九条第一項第一号中「第十三条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

附則第七条第一項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第四項」に改める。

（外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正）

第三条　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号。次条第一項において「不当廉価建造契約防止法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第三項の改正規定中「同条第三項」を「同条第四項」に、「前二項」を「前三項」に、「前三項」を「前各項」に、「同条第四項」を「同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項」に改め、同法第十七条第一項第一号の改正規定中「同条第三項」を「同条第四項」を「同条第四項及び第五項」に改め、同号及び同項第二号の改正規定の次に次のように加える。

第十九条第一項第一号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第七条第一項の改正規定中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第四項」に、「第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項から第五項まで」に改める。

（調整規定）

第四条　不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、附則第二条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条の改正規定		
第十七条第一項第一号の改正規定	同条第三項」の下に「及び第四項	同条第四項」の下に「及び第五項
第十九条第一項第一号の改正規定	第三項	第四項
附則第七条第一項の改正規定	若しくは第三項」を「、第三項若しくは第四項	、第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項から第五項まで

	第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項	第十三条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項
	3　機構は、前二項	4　機構は、前三項

2　前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、前項の業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第五条に規定する業務（第三十七条第二項第六号において「海外調査等業務」という。）を行う。

第三十一条第二項中「並びに第二項」を「、第二項並びに第三項」に改める。

第三十七条第二項第四号中「次号」の下に「及び第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

六　海外調査等業務に関する事項については、国土交通大臣

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第六条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

六　海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第六条に規定する業務を行うこと。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「次項第一号若しくは第四号」を「次項第二号若しくは第五号」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第七条の規定による調査、研究及び情報の提供を行うこと。

第十七条第一号中「業務並びに」を「業務」に改め、「。）」の下に「並びに同条第二項第一号の業務」を加え、同条第二号中「同条第二項第三号」を「同条第二項第四号」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第四号」を「第十三条第二項第五号」に改める。

第十九条第一項中「第二項第一号から第四号まで」を「第二項第二号から第五号まで」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項第四号」を「第十三条第二項第五号」に改める。

第二十二条中「第二項第一号若しくは第二号」を「第二項第二号若しくは第三号」に改める。

第二十八条中「第十三条第二項第四号」を「第十三条第二項第五号」に改める。

附則第七条第六項中「「第四号」を「「第五号」に、「第二項第一号」を「第三号」に改める。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第八条　日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　事業団は、前項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務を行う。

第五十四条第三号中「第二十六条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

財務大臣臨時代理　国務大臣　野田　聖子

厚生労働大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　齋藤　健

経済産業大臣臨時代理　国務大臣　茂木　敏充

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三